

令和8年度

第五地区少年団体協議会 総会議案書

本議案書はWEB掲載用に改製しております。

○議決後の議案書のため(案)は消してあります。

○個人情報保護のため名前以外の電話番号・住所などは消去しております。

日 時：令和8年4月24日（金）

場 所：西新井センター会議室

総 会 次 第

司会 土田常任理事

1. 開会の辞 田中会長

2. 議長選任 議長

3. 議案

第1号議案 令和7年度事業報告の件(2頁) 森副会長

第2号議案 令和7年度決算報告の件(3頁) 笹森会計

第3号議案 令和7年度監査報告の件(3頁) 白石会計監査

第4号議案 第五地区少年団体協議会規約改正の件(4頁) 田中会長

第5号議案 令和8・9年度役員改選案の件(5・6頁) 田中会長

第6号議案 令和8年度事業計画案の件(7頁) 西村副会長

第7号議案 令和8年度予算案の件(8頁) 鈴木会計

4. 閉会の辞 田中会長

添付資料

資料1 令和8年度 子ども会会長・育成会会長 名簿

資料2 第五地区少年団体協議会規約

資料3 第五地区少年団体協議会個人情報取扱内規

令和7年度第五地区少年団体協議会事業報告

以下のとおりご報告いたします。

1. イベント・事業

- ◎ジュニアリーダー研修会 西新井第一小学校 令和 7年 4月20日(日)
令和 7年 4月27日(日)
- ◎令和7年度定時総会 西新井センター 令和 7年 4月25日(金)
- ◎育成者入門講座 西新井第一小学校 令和 7年 4月20日(日)
- ◎デイキャンプ (西新井地区対・西新井地区町会自治会協議会 協賛事業)
高尾の森わくわくビレッジ 令和 7年 7月 6日(日)
- ◎ドッジビー・ビーチボールバレー等体験会
~~西新井小学校 令和 7年 6月29日(日)~~
西新井小学校 令和 7年 7月21日(月祝)
西新井第一小学校 令和 7年 9月23日(火祝)
西新井小学校 令和 7年10月26日(日)
西新井小学校 令和 7年11月29日(土)
- ◎ドッジビーを楽しもう会・連合運動会 (西新井地区対・西新井地区町会自治会協議会 協賛事業)
西新井第一小学校 令和 7年12月14日(日)
- ◎~~ドッジビー練習会~~
- ◎~~少連協ドッジビー大会~~ 総合スポーツセンター ~~令和 8年 2月11日(水祝)~~

注：青文字は少連協事業。また、少連協に派遣している役員については、上記以外に少連協部員・役員として少連協の各種会議・事業に参加しておりますが紙面の都合上、省略いたします。

2. 定例会

定例会を下記日程で実施しました。

| 回数 | 予 定 | 議 事 予 定 等 |
|-----|----------------|-------------------|
| 第1回 | 令和 7年 4月25日(金) | デイキャンプ・年度初め事務 打合せ |
| 第2回 | 令和 7年 6月27日(金) | デイキャンプ 打合せ |
| 第3回 | 令和 7年10月17日(金) | 運動会・ドッジビー 打合せ・募集 |
| 第4回 | 令和 7年11月28日(金) | 運動会・ドッジビー 最終打合せ |
| 第5回 | 令和 8年 3月 6日(金) | 年度最終会議 |

3. 役員会

役員会を下記日程で実施しました。 取消線：中止

| 回数 | 予 定 | 議 事 予 定 等 |
|-----|---------------------------|----------------------|
| 第1回 | 令和 7年 4月 4日(金) | 総会準備・ジュニアリーダー・体験会 |
| 第2回 | 令和 7年 6月20日(金) | デイキャンプ 最終打合せ |
| 第3回 | 令和 7年10月10日(金) | 運動会・ドッジビー打合せ |
| 第4回 | 令和 7年11月21日(金) | 運動会・ドッジビー打合せ |
| 第5回 | 令和 8年 2月20日(金) | 次年度計画 |
| 第6回 | 令和 8年 3月26日(金) | 年度総括・総会準備 |

令和7年度 第五地区少年団体協議会 決算報告書 写

収入の部

| 項 目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|--------|-----------------|
| 前年度繰越金 | 181,038 | 181,038 | 0 | |
| 足立区助成金 | 250,000 | 247,000 | -3,000 | |
| 西新井地区対協賛 | 50,000 | 50,000 | 0 | 令和7年度より |
| 西新井町会自治会協議会協賛 | 50,000 | 50,000 | 0 | 令和7年度より |
| ジュニアリーダー研修会 | 60,000 | 60,000 | 0 | 少連協補助金・余剰分は返戻対象 |
| ご祝儀等 | 0 | 55,000 | 55,000 | |
| 懇親会費 | 25,000 | 22,000 | -3,000 | |
| デイキャンプ参加会費 | 70,000 | 76,640 | 6,640 | |
| 雑収入 | 0 | 234 | 234 | 預金利息等 |
| 合計 | 686,038 | 741,912 | 55,874 | |

支出の部

| 項 目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 備 考 |
|--------------|---------|---------|---------|--------------------|
| 少連協会費 | 25,000 | 23,940 | 1,060 | 分担金¥10,000を含む |
| ○ジュニアリーダー研修会 | 85,000 | 73,318 | 11,682 | 講師謝礼・昼食提供費を含む |
| ○デイキャンプ | 270,000 | 277,638 | -7,638 | |
| ○ドッジビー&連合運動会 | 70,000 | 43,950 | 26,050 | 予算：ドッジビー・運動会合計額 |
| 少連協大会等派遣費 | 20,000 | 0 | 20,000 | 少連協ドッジビー大会・育成者セミナー |
| 通信費 | 2,000 | 330 | 1,670 | 振込手数料 |
| 交際費 | 10,000 | 30,000 | -20,000 | 周年行事参加(半額補助) |
| 会議費 | 55,000 | 47,158 | 7,842 | 総会・懇親会・役員会等 |
| 渉外費 | 50,000 | 18,000 | 32,000 | 出張日当・会議費・交通費等 |
| 保険料 | 50,000 | 35,050 | 14,950 | 振込費等手続き経費を含む |
| 事務用品・消耗品費 | 10,000 | 1,231 | 8,769 | 用紙・印刷費他 |
| 退任役員記念品費 | 10,000 | 0 | 10,000 | |
| 小計 | 657,000 | 550,615 | 106,385 | |
| 予備費 | 29,038 | | | |
| 次年度繰越金 | | 191,297 | | |
| 合計 | 686,038 | 741,912 | 106,385 | |

上記のとおりご報告致します。

会計 笹森 幸子

会計 鈴木 美舟

令和7年度 第五地区少年団体協議会 監査報告書

令和8年4月3日、通帳、領収書など関係書類を監査致しました。その結果、会計処理全般に亘り、公正かつ妥当と認められましたので、ご報告いたします。

会計監査 白石 千尋

会計監査 塚本 孝子

※原本には、私印をいただいておりますが、印影も個人情報にあたるため写しからは削除させていただきます。

第五地区少年団体協議会規約改正

1. 規約改正の提案について

規約第10条の役員及び委員の改選について、西新井地区対役員、青少年委員及びスポーツ推進委員の改選に合わせ第五地区少年団体協議会（以下弊会）の役員改選期日を変更できるように規約改正することをご提案いたします。

弊会の役員及び委員の改選については現在、昭和42年（1967年）制定の規約により西暦奇数年の定時総会で行い任期2年となっております。

その後、昭和61年（1986年）に青少年対策西新井地区委員会（以下西新井地区対）が発足しました。当該委員会が選任した青少年委員、体育指導委員（現スポーツ推進委員）については、その業務の目的等から鑑み弊会役員として就任していただいております。西新井地区対役員、青少年委員及びスポーツ推進委員の任期は、西暦偶数年改選の任期2年となっております。（青少年委員及びスポーツ推進委員については区内全ての委員の任期が同一です）

弊会の役員及び委員について、以前は子ども会の数が多くそれに伴って育成会員の参加者及びその出身の役員が多く在籍しておりましたが、子ども会の減少に伴い役員に占める西新井地区対の役員、青少年委員及びスポーツ推進委員の割合が非常に大きくなっています。それに伴い近年は、西新井地区対での役員等の異動に伴い、弊会非改選期での役員及び委員の異動が多く発生し、定時改選では役員・委員の異動が少ない状態となっております。

○過去10年間の役員異動数（顧問、相談役は含んでおりません）

| | H28 | H29 | H30 | H31 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 | 改選期 | 非改選期 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 退任 | 4 | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 12 |
| 就任 | 4 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 13 |

2. 改正内容

第10条（任期）

- 役員及び委員の任期は、~~西暦奇数年に開催される~~定期総会から2回目の定期総会までの2年とする。~~また、し、~~再任を妨げない
- 任期途中で就任した役員及び委員については、任期途中で変更の無かった役員及び委員の残任期と同一とする
但し、定期総会において全役員及び委員の退任・就任が議決された場合の任期は、10条1のとおりとする
- 第8条で委員に就任している者については、所属育成会の役員任期を以て本会の任期とする事が出来る
- 本人の意志・都合により本会を退会する場合は、文書で会長まで申し出る。会長が、文書を受理した時点をもって、当該会員は任期途中であっても本会を退会する事が出来る
- 本会の名誉を著しく毀損したり本会に損害を与えるなど、会員として相応しくない者については、役員会で出席役員の2/3以上の賛成を以て本会を退会させる事が出来る
- 顧問・相談役の任期は原則、役員・委員と同一とする

赤取り消し線：削除文言

青文字：追加文言

令和8・9年度役員改選

本年度は改選期ではありませんでしたが、本総会において全役員、委員を任期途中で退任するものとし、全役員、委員の改選を下記のとおりご提案します。

下記1に掲載の無い令和7年度役員、委員は再就任する事と致します。

1. 令和7年度で退任し、再就任しない役員

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 副会長 | 森 美枝 | スポーツ推進委員を離任されるため |
| 理事 | 森岡 裕子 | 青少年委員を離任されるため |
| 理事 | 丸山 昌子 | 青少年委員を離任されるため |
| 理事 | 家富 知美 | スポーツ推進委員を離任されるため |
| 理事 | 脇田 達也 | スポーツ推進委員を離任されるため |
| 相談役 | 吉田 修一 | ご逝去なされたため |

2. 役職変更を提案する役員

| | 旧役職 | 新役職 |
|-------|------|-------|
| 土田 恭宏 | 常任理事 | → 副会長 |

3. 新たに就任の提案をする役員候補

| | | | |
|----|-------|------------|-------|
| 理事 | 後藤 昭仁 | 西新井小学校担当 | 青少年委員 |
| 理事 | 安西 裕美 | スポーツ推進委員 | |
| 理事 | 高木 純 | 第五中学校担当 | 青少年委員 |
| 理事 | 仲田 美土 | 西新井第二小学校担当 | 青少年委員 |
| 理事 | 岩田 幹生 | 栗原小学校担当 | 青少年委員 |

4. 足立区少年団体連合協議会 派遣（推薦）予定役員

| 派遣予定者 | 7年度少連協役職、部署等 |
|-------|--------------|
| 田中 加代 | 副会長、常任理事 |
| 西村 秀彦 | 会計、育成部 |
| 石鍋 浩 | |
| 鈴木 美舟 | |
| 小安 郁香 | 育成部 |

注：上記にて推薦いたしますが部員については、部の変更がある場合があります。

第五地区少年団体協議会 令和8・9年度役員

| 役職 | 氏名 | 電話・携帯番号 | 住所・メールアドレス |
|------|-------|---------|----------------------------------|
| 会長 | 田中 加代 | | 携帯メール kayo.1012@i.softbank.ne.jp |
| 副会長 | 西村 秀彦 | | 携帯メール hidehiko-n@docomo.ne.jp |
| | 土田 恭宏 | | |
| 会計 | 笹森 幸子 | | |
| | 鈴木 美舟 | | スポ推 |
| 会計監査 | 白石 千尋 | | |
| | 塚本 孝子 | | |
| 理事 | 石鍋 浩 | | 青少年 西一小 |
| | 土方 紀昌 | | スポ推 |
| | 竹橋 司 | | スポ推 |
| | 松本 洋子 | | スポ推 |
| | 島田香菜子 | | 青少年 西中 |
| | 小安 郁香 | | |
| | 後藤 昭仁 | | 青少年 西新井小 |
| | 安西 裕美 | | スポ推 |
| | 高城 純 | | 青少年 五中 |
| | 仲田 美土 | | 青少年 西二小 |
| | 岩田 幹生 | | 青少年 栗原小 |

| | | | |
|----|-------|--|--|
| 顧問 | 中田 哲郎 | | |
|----|-------|--|--|

| | | | |
|-----|-------|--|--|
| 相談役 | 栗田 泰夫 | | |
| | | | |

注意：個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

令和8年度第五地区少年団体協議会事業計画

以下のとおりご提案いたします。

1. イベント・事業

- ◎ジュニアリーダー研修会 西新井第一小学校 令和 8年 4月19日(日)
 - 令和 8年 4月26日(日)
 - ◎令和8年度定時総会 西新井センター 令和 8年 4月24日(金)
 - ◎育成者入門講座 西新井第一小学校 令和 8年 4月26日(日)
 - ◎デイキャンプ (西新井地区対・西新井地区町会自治会協議会 協賛事業)
高尾の森わくわくビレッジ 令和 8年 6月28日(日)
 - ◎ドッジビーを楽しもう会・連合運動会 (西新井地区対・西新井地区町会自治会協議会
協賛事業) 西新井第一小学校 令和 8年12月13日(日)
 - ◎ドッジビー練習会 日時場所未定、少連協ドッジビー大会直前に2回実施予定
 - ◎少連協ドッジビー大会 総合スポーツセンター 令和 9年 2月11日(木祝)
- ※青文字は足立区少年団体連合協議会主催事業

2. 定例会

定例会を下記日程で実施する

| 回数 | 予 定 | 議 事 予 定 等 |
|-----|----------------|-------------------|
| 第1回 | 令和 8年 4月24日(金) | デイキャンプ・年度初め事務 打合せ |
| 第2回 | 令和 8年 6月19日(金) | デイキャンプ 打合せ |
| 第3回 | 令和 8年10月16日(金) | 運動会・ドッジビー 打合せ・募集 |
| 第4回 | 令和 8年12月 4日(金) | 運動会・ドッジビー 最終打合せ |
| 第5回 | 令和 9年 3月 5日(金) | 年度最終会議 |

3. 役員会

役員会を下記日程で実施する

| 回数 | 予 定 | 議 事 予 定 等 |
|-----|----------------|-------------------|
| 第1回 | 令和 8年 4月 3日(金) | 総会準備・ジュニアリーダー・体験会 |
| 第2回 | 令和 8年 6月11日(木) | デイキャンプ 最終打合せ |
| 第3回 | 令和 8年10月 9日(金) | 運動会・ドッジビー打合せ |
| 第4回 | 令和 8年11月20日(金) | 運動会・ドッジビー打合せ |
| 第5回 | 令和 9年 2月19日(金) | 次年度計画 |

注：事業計画のうち、ジュニアリーダー研修会1回目・第1回役員会は、実施済みです。

4. 足立区少年団体連合協議会会議等 (役員会・常任理事会・各部会は記載省略)

- ◎総会 綾瀬プルミエ 令和8年 5月16日(土)
- ◎事務局会 エルソフィア 3階会議室 令和8年 5月25日(月)
- ◎育成者セミナー ギャラクシティ多目的室 令和8年 6月21日(日)
- ◎ジュニアリーダーキャンプ 6年 御殿場 国立青少年自然の家 令和8年 8月9～11日
- ◎Aフェスタ(少連協) 荒川河川敷(虹の広場) 令和8年10月10～11日
- ◎ジュニアリーダーキャンプ 5年 南房総市大房岬自然の家 令和8年11月21～23日

注：第1回役員会、ジュニアリーダー研修会1回目については、総会前に実施済みです。

令和8年度第五地区少年団体協議会予算

以下のとおりご提案いたします。

収入の部

| 項 目 | 前年度 | | 予算額 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|---------|-------------------|
| | 予算額 | 決算額 | | |
| 前年度繰越金 | 181,038 | 181,038 | 191,297 | |
| 足立区助成金 | 250,000 | 247,000 | 247,000 | |
| 西新井地区対協賛 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 令和7年度より |
| 西新井町会自治会協議会協賛 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 令和7年度より |
| ジュニアリーダー研修会 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 少連協補助金・余剰分は返戻対象 |
| ご祝儀等 | 0 | 55,000 | 0 | |
| 子ども会保険保険料 | 0 | 0 | 0 | 役員・子ども会定員超過加入分 |
| 懇親会費 | 25,000 | 22,000 | 44,000 | |
| デイキャンプ参加会費 | 70,000 | 76,640 | 95,000 | 経費の増加見込のため参加費の見直し |
| 雑収入 | 0 | 234 | 0 | 預金利息等 |
| 合計 | 686,038 | 741,912 | 737,297 | |

支出の部

| 項 目 | 前年度 | | 予算額 | 備 考 |
|--------------|---------|---------|---------|--------------------|
| | 予算額 | 決算額 | | |
| 少連協会費 | 25,000 | 23,940 | 25,000 | 分担金¥10,000を含む |
| ○ジュニアリーダー研修会 | 85,000 | 73,318 | 80,000 | 講師謝礼・昼食提供費を含む |
| ○デイキャンプ | 270,000 | 277,638 | 300,000 | 経費増加を見込む |
| ○ドッジビー&連合運動会 | 70,000 | 43,950 | 70,000 | |
| 少連協大会等派遣費 | 20,000 | 0 | 20,000 | 少連協ドッジビー大会・育成者セミナー |
| 通信費 | 2,000 | 330 | 2,000 | |
| 交際費 | 10,000 | 30,000 | 10,000 | 慶弔費等 |
| 会議費 | 55,000 | 47,158 | 70,000 | 総会・懇親会・役員会他 |
| 渉外費 | 50,000 | 18,000 | 50,000 | 出張日当・会費等 |
| 保険料 | 50,000 | 35,050 | 50,000 | 振込費等手続き経費を含む |
| 事務用品・消耗品費 | 10,000 | 1,231 | 10,000 | 用紙・印刷費他 |
| 退任役員記念品費 | 10,000 | 0 | 10,000 | |
| 足立区助成金返戻 | 0 | 0 | 0 | |
| 小計 | 657,000 | 550,615 | 697,000 | |
| 予備費 | 29,038 | | 40,297 | |
| 次年度繰越金 | | 191,297 | | |
| 合計 | 686,038 | 741,912 | 737,297 | |

令和8年度 第五地区少年団体協議会 子ども会会長名簿

| 子ども会名 | 会長氏名 | 保護者名 | 住所 | 電話・携帯番号 |
|-------------|--------|------|----|---------|
| 西新井中央町会オリオン | 寺田 百合菜 | | | |
| 西新井本町2丁目 | 秋山 遥 | | | |
| 興野北はっぴー | 小林 航 | | | |
| ふあんふあん | 松永 葉 | | | |
| | | | | |

注意：北町会コスモス子ども会は令和7年度より休会です
個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

令和8年度 第五地区少年団体協議会 育成会会長名簿

| 子ども会名 | 会長氏名 | 会員数 | 住所 | 電話・携帯番号 |
|-------------|--------|-----|----|---------|
| 西新井中央町会オリオン | 吉田 千秋 | 18 | | |
| 西新井本町2丁目 | 繫 夏美 | 34 | | |
| 興野北はっぴー | 川西 久美 | 21 | | |
| ふあんふあん | 松永 かほり | 5 | | |
| | | | | |

会員合計：78名（7年度90名・6年度104名）

注意： 個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

第五地区少年団体協議会規約

第1条（目的）

本会は、青少年の健全育成を目的とし、子ども会及び育成会相互の発展向上を図る

第2条（名称及び事務所）

この会は、第五地区少年団体協議会（以下『本会』という）と称し、事務所を会長宅におく

第3条（組織）

本会は、下記の会員を以て構成する

1. 所属する子ども会及び育成会の会員
2. 以下の者の内、第6条により承認された役員
○過去に本会の役員又は委員を経験した者
○その他本会の活動に必要な者
3. 足立区青少年対策西新井地区委員会（以下西新井地区対という）の内、青少年委員及びスポーツ推進委員に新たに就任した者については、その本来職務に鑑みて原則として常任理事会の承認により役員に就任する

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

1. 子ども会及び育成会相互の協力、親睦、連絡に関すること
2. 子ども会及び育成会の連合行事の開催に関すること
3. 足立区少年団体連合協議会（以下少連協という）及び西新井地区対への本会役員の参加
4. 少連協及び西新井地区対の主催又は共催する事業への本会役員・委員及び会員の参加
5. その他、この会の目的達成に必要なこと

第5条（役員）

本会は、次の役員をおく

1. 会長 壺名
2. 副会長 若干名
3. 会計 式名
4. 会計監査 式名
5. 常任理事 若干名
6. 理事 若干名

第6条（役員の選出方法）

役員の選出方法は、次のとおりとする

1. 役員は、役員会で各役職の者を選任し、総会で承認する。但し第3条3項を除く
2. 総会で動議があった場合は、総会の議決を以て、前項の推薦結果の一部又は全部を変更することが出来る

第7条（役員の職務）

本会の役員の職務は、次のとおりとする

1. 会長 この会を代表し、会務を総括する
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
3. 会計 経理を司る
4. 会計監査 会計を監査する
5. 常任理事 本会の企画・立案を図り運営・実行する
6. 理事 本会の企画運営について協力し、実行する

第8条（委員）

本会は、次の委員を置く

1. 所属する育成会会長又はその指名した者、育成会毎に1名
2. 第3条第1項に定める者の内、常任理事会により承認された者

第9条（顧問・相談役）

1. 必要に応じ、会長の推薦により、この会に顧問・相談役をおくことができる
この場合第3条の条項は適用しない
2. 顧問・相談役には、総会における投票権はない

第10条（任期）

1. 役員及び委員の任期は、~~西暦奇数年に開催される定期総会から2回目の定期総会までの2年とする。また、し、再任を妨げない~~
2. 任期途中で就任した役員及び委員については、任期途中で変更の無かった役員及び委員の残任期と同一とする
但し、定期総会において全役員及び委員の退任・就任が議決された場合の任期は、10条1のとおりとする
3. 第8条で委員に就任している者については、所属育成会の役員任期を以て本会の任期とする事が出来る
4. 本人の意志・都合により本会を退会する場合は、文書で会長まで申し出る。会長が、文書を受理した時点をもって、当該会員は任期途中であっても本会を退会する事が出来る

5. 本会の名誉を著しく毀損したり本会に損害を与えるなど、会員として相応しくない者については、役員会で出席役員の2/3以上の賛成を以て本会を退会させる事が出来る
6. 顧問・相談役の任期は原則、役員・委員と同一とする

第11条 (総会)

1. 総会は、年1回開催し、会長がこれを招集する
2. 会長が必要と認めるときは、会長が臨時総会を招集する事が出来る
3. 定時総会は、前会計年度の終了の日から60日以内に行わなくてはならない
4. 総会の招集通知は、総会の日より7日以上前に発しなくてはならない
5. 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって議決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる
6. 総会に附議すべき事項は、次のとおりとする
 - ✳事業報告及び事業計画の決定
 - ✳決算の承認及び予算の決定
 - ✳役員承認
 - ✳会則の変更
 - ✳その他重要な事項

第12条 (常任理事会)

1. 常任理事会は、常任理事会の構成員が必要と認めるとき会長に請求し、会長が必要と判断した場合会長がこれを招集する
2. 常任理事会は、第5条1項・2項・3項及び5項の役員を以て構成する
3. 常任理事会は、役員会・委員会などの議題整理や、本会の運営などについて会議するものとする

第13条 (役員会)

1. 役員会は、役員が必要と認めるとき会長に請求し、会長が必要と判断した場合会長がこれを招集する
2. 役員会は、第5条の役員を以て構成する
3. 役員会は、本会の運営全般について会議するものとする

第14条 (委員会)

1. 委員会は、常任理事会で開催の決定を行い会長がこれを招集する
2. 委員会は、本会の役員及び委員を以て構成する

第15条 (内規)

その他本会の運営に必要な事項については、内規を常任理事会で定め運用する事が出来る
但し、本規約に定めがある事項については、本規約が優先するものとする

1. 会員の慶弔に関する事
2. 退任役員の記念品等に関する事
3. その他本会の運営に関する事

第16条 (経費)

本会の経費は、区の補助金(本部活動費)、親睦会費、寄付金、その他を以てあてる

第17条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

附 則

制 定：昭和42年 4月 1日 設立総会にて本規約を制定する。
一部改正：平成 2年 4月 28日 昭和64年度定時総会により改正
一部改正：平成 5年 4月 24日 平成4年度定時総会により改正
一部改正：平成23年 4月 23日 平成22年度定時総会により改正
一部改正：平成25年 4月 20日 平成24年度定時総会により改正
一部改正：令和 8年 4月 24日 令和 8年度定時総会により改正 第10条(任期)

第5地区：旧足立区立第五中学校学区

昭和50年現在 足立区立第五中学校・足立区立西新井中学校学区

第五地区少年団体協議会 個人情報取扱内規

(目的)

第1条 この個人情報取扱内規は、本会が保有する個人情報の適正な取扱を定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(債務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱は、総会資料等で周知する。

(個人情報の取扱)

第4条 個人情報とは個人を特定される事項とする。

2 個人情報は、本人からの同意を得て取得する。

(同意の撤回)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または、削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 事業に供する各種資料（会員名簿、保健等）の作成及び配布
- (2) 事業の開催、役員管理、会費の請求
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網作成
- (4) 役員相互の親睦を高める活動

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定するものが適正に管理する。

2 会員名簿は、配布を受けた者が適正に管理する。

3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし次にあげる場合を除く

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(開示)

第9条 個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して会長あてに書面にて行うものとする。

付則

この細則は、平成30年3月29日から施行する。